

「カモシレナイ」と「ヨウダ」の前置き用法

—「国会会議録」の用例の観察を通して—

蓮沼 昭子 (創価大学)

hasunuma@soka.ac.jp

【要約】

「国会会議録」をデータに用い「カモシレナイ」と「ヨウダ」の前置き用法の観察・分析を行った。2形式の前置き用法に共通する特徴は、話し手の発言や認識に他者から否定的に評価される要素の存在を意識し、それを前置的に述べて他者への配慮や自己保全の意図を表すという点である。2形式は「話し手の発言の前置き」の用法において興味深い対照性を示す。「カモシレナイ」は「話し手の発言に対する他者の評価」を推測的に述べるものであるのに対し、「ヨウダ」は「話し手の発言が他者に与える印象」を予告的に述べるという相違である。こうした対照性は「蓋然性判断」「証拠性判断」という、それぞれが属する認識的モダリティの類型的相違が前置き用法においても受け継がれていることを示唆する現象である。なお「カモシレナイ」の前置き用法の1つである「譲歩用法」は、否定的要素に対する意識が希薄な場合で、話し手が自分とは異なる立場を容認したうえで、自己の立場の正当性を主張する場合の用法である。

1. はじめに

「カモシレナイ」と「ヨウダ」は、認識的モダリティの意味的類型において、それぞれ「蓋然性」「証拠性」という異なる類型に属し、それを反映する現象である文法的振る舞いにおいてもさまざまな対照性が認められる(日本語記述文法研究会編 2003、蓮沼 2015a)。本稿では、これらのモダリティ形式が「カモシレナイガ/ケレド」「ヨウダガ/ケレド」のように、接続助詞を伴う前置き表現として使用される場合の例を観察し、それぞれの用法の相違、および用法の違いをもたらす理由について考察を行う。

筆者は別稿(蓮沼 編集中)において、書きことばにおける「カモシレナイ」と「ヨウダ・ミタイダ」の婉曲用法の分析を試みているが、そこではデータを「Yahoo!知恵袋」「Yahoo!ブログ」という、インターネット上の書きことばの用例に限定しているため、採取された用法に偏りが観察された。本稿は、別稿とは異なるジャンルのデータを用い、観察範囲を拡大することにより、別稿の補完を目的とするものである。具体的には、対面的な場面での音声言語を文字化した「国会会議録」のコーパスを用い、ややフォーマルな場面における議論のやりとりの談話で使用された「カモシレナイ」「ヨウダ」の前置き用法の観察・分析を行う。

本稿の構成は次の通りである。まず、2節では「前置き表現」、および「カモシレナイ」「ヨウダ」の前置き用法をめぐる先行研究の紹介を行う。3節では、採取された用例に対し、用法分類と分析を行う。4節では3節の観察結果に対し考察を加え、5節で今後の課題を述べる。

2. 先行研究

2. 1 「前置き表現」とは

「前置き表現」の範囲については、「メタ言語表現」「注釈表現」として、その範囲広くとる立場（杉戸 1983、杉戸 1989、才田ほか 1989）と、当該の表現が「対人配慮」「伝達性配慮」を表す場合に限定し、それを「前置き表現」として分析する立場（陳 2007）がある。本稿では、どちらか一方の立場に限定せず、「カモシレナイガ／ケレド」「ヨウダガ／ケレド」の形式が使用された逆接的な従属節が、「対人配慮」や「伝達性配慮」の意図を表していると解釈できる例を観察対象にすえ、そこから見えてくる特徴を探ることにしたい。「カモシレナイ」「ヨウダ」を伴う前置き表現に的を絞ることにより、先行研究では指摘されていない新たな機能・用法の発見が期待できるからである。

以下の分析では、「カモシレナイ」「ヨウダ」が「ガ・ケレド」¹を伴う場合の例のみを観察対象にし、これ以外の接続助詞である「バ・タラ・ト・テ」や「カラ・ノデ・シ」などが後続する従属節は、観察の対象外とする。

2. 2 「カモシレナイ」の前置き用法

「カモシレナイ」の前置き用法を扱った先行研究として、平田（2001）、麻生（2002）、黄（2006）、山岡（2016）を紹介しておきたい。

平田（2001）は、「カモシレナイ」の婉曲用法として〈間接的表現〉〈前置き〉〈疑似的同意〉の3種を立て、以下のような例を挙げている。

〈間接的表現〉

- (1) サトル「柊二、すこしは弱いやつの気持ちもわかってやってよ。……」

柊二 「いい話かもしれないけど、納得できないね。まるでわかんねえ」 （平田 2001:62）

〈前置き〉

- (2) 芙美「(略) お邪魔かもしれませんが、水やなにか、きっと一人じゃ大変でしょう」

孝平「それは、どうも」 （同上）

〈疑似的同意〉

- (3) 正夫「おまえ、そんなみみっちいこと言ってねえで……」

杏子「みみっちいかもしれないけど、それが私の人生だし、それが私のしあわせなんだ……」
（同上）

(1)は直接的に言うことも可能だが、間接的に表現することで聞き手に対する配慮・丁寧さが表されている場合、(2)は前置きの機能をもつ慣用的言い回し、(3)は相手の発言を認めているように見せかけて、自己主張をする前にその主張を和らげるためのクッションの作用を「カモシレナイ」が果たしている場合とされる。

麻生（2002）は「カモシレナイ」の婉曲表現の機能分類として、①事実や自分自身の判断・意見等の表明回避、②弁解、③譲歩・妥協、④自己の客観化、⑤皮肉、⑥受け流し、の6種を立てている。このうち「カモシレナイ」が前置き的に使用された例は、②③⑤で挙げられている。以下にそれぞれの例を挙げ、簡単に解説を加えておく。

②弁解

¹ 本稿ではその形式の代表形を片仮名表記で表し、具体的な出現形を平仮名表記で表す。

(4) [良雄は夫の暴力に耐えかねて自分のアパートに相談に来た綾子と一夜の過ちを犯してしまう。その数日後の会話]

綾子「私もまいていたし、仲手川さんもまいていたし、愛とかいうんじゃないし」

良雄「——ずるいかもしれないけど、ぼくもそう思うんだ」 (麻生 2002:3)

③譲歩・妥協

(5) 昇「スーパーにだって使命があるはずだ。店長に言わせれば理想論かもしれないけどさ……
だけども、オレたちは“安売りの機械”じゃないんだ。人間、張り合いがなきゃ、仕事なんか……
生きているって言えないよ」 (麻生 2002:4)

⑤皮肉

(6) [写真学校の同級生で恋人同士の二人の会話。ファインダーを覗くという行為は一種のノゾキ行為で、自分たちにも不純な動機があるという遊子の意見に対するやりとり。遊子は男性]
遊子「俺たちにだってあるだろ」

真喜「ないよ」

遊子「そうかなア」

真喜「あんたにはあるかもしれないけど、私にはない」 (麻生 2002:7)

「弁解」は否定的な内容・事柄を「かもしれないが／けど」が受け、弁解の前置きで使用される場合、「譲歩・妥協」は、「(確かに)～かもしれないが／けれども」のような文型をとり、主節で話し手自身の考え・主張・説教などが述べられる場合で、「～」の部分の内容は、「話し手にとって本来ならあまり認めたくないこと」「認めたくはないが、認めざるをえないこと」が述べられる。「皮肉」は、「Aかもしれない+逆接の接続詞あるいは接続助詞+B」の文型をとり、AとBの主語および内容(述部)が「並列・対比」の構造をもつケースが多いとされる。(6)を例にとれば「あんたにはあるかもしれないけど、私にはない」という関係である。

麻生によれば、「皮肉」は「譲歩・妥協」に連続するものだが、その違いは「譲歩・妥協」には、少なくとも表面上は話し手の、聞き手あるいは話題の対象者への「歩み寄り」が見られるのに対し、「皮肉」にはそれが見られないこと、また、「譲歩・妥協」の先行部分の内容は「聞き手である相手または話題の対象者の考え方や行動、あるいは世間一般の大方のとらえ方」であるのに対し、「皮肉」では「話し手から見た、聞き手、または話題の対象者の考え方や行動」であるという相違点が指摘されている。

黄(2006)は、「カモシレナイ」の婉曲用法の機能分類として、①〈想定〉、②〈反論・弁解〉、③〈擬似的同意〉④〈表明回避〉⑥〈評価〉の6種を立てている。そのうち前置き表現で使用されるのは、①～③の3種である。

①〈想定〉

(7) 余計なお世話かもしれませんが、もしよろしければ参考にしてください。 (黄 2006:61)

②〈反論・弁解〉

(8) そういの、ほかの人には効果があるかもしれないけど、私にはだめよ。ドラマっぽいのと、おもわせぶりなのは苦手なんだから。」 (黄 2006:62)

③〈擬似的同意〉

(9) 「そうだ。僕はあれから全く時間がたってないんだ。君があれからいろいろなことをしている間、僕らはずっとあれにかかずらわってた。」

「それはそうかもしれないけど、咲は少なくともいやじゃないし……彼女がどんなひとか知

らないけど、私ね、あの小説については忘れていないわ。」

(黄 2006:63)

①〈想定〉は、相手あるいは他者の感情・感覚・心理状況を想定する表現を前置きとして述べ、主節で働きかけの表現や自己表明（宣言、陳述、事情説明など）が述べられるもの、②〈反論・弁解〉は、自分の主張や反論を述べる際に、自分の立場を弱める否定的な内容を提示し、相手が自分の話を受け入れやすい環境を作る一つ的手段とされる。③〈擬似的同意〉は、「確かに～かもしれないが」のような形で、相手の発話に理解・同意する表現を前置きとして使い、相手と違う意見や主張を述べる場合の機能である。いずれの場合も、「カモシレナイ」は、聞き手との「共感領域」を拡大し、相手に配慮や気配りを示し、発話を丁寧化する効果をもつ表現とされている。

最後に、山岡（2016）の「カモシレナイ」の前置き用法に対する分析を紹介しておきたい。山岡は、認識的モダリティの「カモシレナイ」の用法全体に対し、体系的な整理を試みた研究だが、その用法を、「可能性判断用法」と「対人配慮用法」に二分したうえで、それぞれをさらに二分し、①可能性判断用法、②可能性判断用法（低程度推量）、③対人配慮用法、④対人配慮用法（前置き配慮）、の4種を立てている。このうち本稿が考察対象とする前置き用法に該当するのは④の用法である。

④対人配慮用法（前置き配慮）とは、「カモシレナイ」が「～ガ・ケド」など逆接的・対比的な接続助詞を伴う従属節で使用された場合の用法で、次の(10)(11)がここに入る例として挙げられている。

④対人配慮用法（前置き配慮）

(10) 「口うるさいかもしれないけど、君のイヤホンの音、大きいよ。」

(11) 君は試合に勝ったかもしれませんが、実力はまだまだだと思ったほうがいい。

「対人配慮用法（前置き配慮）」の用法は、従属節で他者の立場への配慮を具体的に示しながら、主節で自己に責任のある主張を行うといった意味構造をもつものとされている。すなわち、前置きの従属節には「あなたにとっては」「〇〇（他者）にとっては」を補うことができ、他者領域の「話者に責任の無い事象」を述べ、他者の立場への配慮を示し、主節で「話者に責任の有る事象」を対比的に示す構造である²。(10)は従属節に「口うるさい」が使用された例だが、この他に「失礼」「腹が立つ」「気がついていない」「余計なお世話」などがこの用法の従属節で使用される述語の例として挙げられている。(11)は従属節が確定した事実を表す場合だが、確定した事実によって相手の立場を一旦肯定したうえで、主節で話者の目的である《助言》という、FTAとなりうる発話を緩和している場合で、これも④に分類可能な例とされている。(11)は、いわゆる「譲歩」の用法に入る例だが、こうした例を(10)と同等のものとして扱うことの妥当性については、4節で再度検討を行うことにしたい。

山岡（2016）の「前置き配慮」の「カモシレナイ」の意味構造の捉え方、および「前置き配慮」においては「カモシレナイ」が臨時的に他者空間（聞き手のなわ張り）のマーカースとして働くとする把握は、本稿で前置き用法における「カモシレナイ」と「ヨウダ」の相違を考察する際に、参考にした観点である。

以上、「カモシレナイ」の前置き用法について、4つの研究を紹介した。それぞれにおける機能分類の対応関係を整理すると、おおよそ表1のようになる。

² 山岡は、④「対人配慮用法（前置き配慮）」の用法の説明をする際に、「他者空間」と「自己空間」という認知空間の別を立て、「他者空間を導入して他者領域（話者に責任のない事象）への配慮」示す従属節と、「自己空間として自己の主張（責任の有る事象）」を行う主節が、接続助詞のガ、ケドなどで対比的に示される構造をもつものとして、この用法の説明を行っている。

表1 「カモシレナイ」の前置き用法の対応関係

平田 (2001)	麻生 (2002)	黄 (2006)	山岡 (2016)
前置き		想定	対人配慮用法 (前置き配慮)
	弁解	弁解・反論	
疑似的同意	譲歩・妥協	擬似的同意	
	皮肉		
間接的表現		表明回避 (文末用法)	

山岡 (2016) を除く 3 つの研究では、機能・用法の定義が厳密でなく、また挙げられている用例の数も十分ではないため、表 1 の対応関係は推測の域を出ない部分もある。また 3 つの研究では、機能・用法の欄に空欄が残り、体系的・網羅的な機能分類には至っていないことが窺える。一方、山岡 (2016) は、用法の細部の分類にはこだわらず、「他者領域への配慮」といった一段階抽象度を上げた特徴により「カモシレナイ」の前置き用法を捉え、統一的な説明を試みている点で、他の 3 つとは異なる観点に立つ研究といえるだろう。

2. 3 「ヨウダ」の前置き用法

「ヨウダ」の前置き用法を独立させて取り上げている研究は、管見の限りでは確認されていないが、本稿が扱う用法と関連する考察が、黄 (2004) に見られるので、それを紹介しておきたい。以下の(12)～(15)は、〈弁解〉の機能をもつ「ヨウダ」の例として、黄が挙げている例である (7 例のうちの 4 例を示す)。

(12) くだいようですが、ダウンロード中は絶対に他の場所をクリックしたりしないで下さい。

(黄 2004:158)

(13) (規則) 厳しいようですが、上記ご理解ください。

(同上)

(14) いろいろご迷惑をかけたようですが、子供たちは楽しそうにしているようで良かったです。

(同上)

(15) お言葉を返すようですが、わたくしは違う意見です。

(同上)

黄 (2004) は、前置きの「～ようですが」に対し、観点の異なる 2 つの説明を与えている。その 1 つ目は、「～ようですが」は、相手の思いや感情など、聞き手の領域に属する情報について言い切りを避け、聞き手への配慮を表す目的で用いられるとする説明である。黄による明示的な説明はないが、(12)(13)がこの場合に該当する例だと推測される。次に、2 つ目の説明として「～ようですが」は、自分の不満、希望、主張や弁解を行うとき、あるいは相手と違う意見を述べ反論するときの前置き表現として使用されるとしている。すなわち、述べられた事態が評価的にマイナスの内容である場合に、相手への心遣いを表し、人間関係を壊さないよう配慮する表現であるという説明で、(14)(15)がこの場合に該当する例だと推測される。そして、(12)～(15)のような例全体をカバーする機能のラベルとして、〈弁解〉という名称が与えられているのだと考えられる。

黄の分析の問題点は、前置きの「ヨウダ」の用法の細部における把握がやや不正確であるという点である。特に(12)(13)における前置きの「ヨウダ」を「相手の思いや感情」への配慮としている点は、事実を正確に捉えた説明とはいえない。「くだい」「厳しい」は、話し手自身が自らの発言を「厳しい」

「くどい」と評価し、それを自覚したうえで予告的に述べている場合であり、聞き手の内面にある「思いや感情」を述べているとは、必ずしもいえないからである。結果として、話し手の発言が与える印象に対し、聞き手が否定的な心情を抱くことは十分に考えられるとしても、ここでの「ヨウダ」は、聞き手の評価に先行して、話し手における自分の発言に対する評価を表していると捉えるのが適切な事例だと考えられる。

黄（2004）の以上の問題点については、3節で本稿が採取した用例の分類を示す際に、異なる観点からの説明を試みることにしたい。

3. 用例分析

この節では、『現代日本語書きことば均衡コーパス』の国会会議録から採取された「カモシレナイガ／ケレド」「ヨウダガ／ケレド」³の例を観察し、それぞれにおける用法の分析を行う。3.1では「カモシレナイ」、3.2では「ヨウダ」の前置き用法について、例文を挙げながらそれぞれの用法の特徴を観察することにした。

具体的な分析を始める前に、観察対象とする用例の範囲について説明を行っておきたい。「国会会議録」における「カモシレナイ」「ヨウダ」の前置き用法は多岐に亘るが、本稿では、基本的に対面的状況における話し手の「対人配慮」「伝達性配慮」が表現されていると判断される用例を取り上げる。すなわち、話し手・聞き手の言語行動や認知状態に対する注釈的表現の例を観察の中心にすえ、客観的な事態に対する推測や推定を述べる、次のような前置き表現はその対象外とする。

- (1) 調査の結果を得るまでは若干時間がかかるかもしれませんが、早急に仕上げるように全力を尽くしたいと思っております。（衆議院/本会議/本会議 国会会議録 第143回国会 1998）
- (2) 五十五年度予算におきましては八億三千万円だったようですが、今回二千万月ほどふえておるようです。（衆議院/その他/予算委員会第五分科会 国会会議録 第094回国会 1981）

「国会会議録」の個々の発言は背後に非常に長い文脈があり、例示にも多くのスペースを必要とするため、以下では、「カモシレナイ」「ヨウダ」の前置き用法の代表的な用法の観察にとどめ、網羅的な記述は目標としない。なお、本稿は「カモシレナイ」と「ノカモシレナイ」は別の機能をもつと考えているため、「ノカモシレナイ」は、考察の対象外とする。

3.1 「カモシレナイ」の前置き用法

この節では「カモシレナイ」の前置き用法を以下の5種に分類し、それぞれの用法の特徴について解説を行う。

- ①話し手の発言に対する前置き
- ②話し手の認識に対する前置き
- ③他者の発言に対する前置き
- ④他者の認識に対する前置き
- ⑤譲歩用法

³ 「カモシレナイガ／ケレド」では、「カモシレナイ」自体の出現形として「かもしれぬ」「かもしれない」「かもしれないです」「かもしれません」「かもしれないの／んです」「かもしれないのでございます」などがあり、それと接続助詞の「が」「けれど（も）」が結びついた多様な出現形のバリエーションが観察された。一方、「ヨウダガ／ケレド」の出現形は「ようだが」「ようですが」「ようだけれども」「ようですけども」の4種で、「カモシレナイ」に比べるとずっと種類が少ない。

②④における「認識」とは、感情・感覚・理解・評価的判断などを包括する概念で、これらを代表する語として用いる。また、③④における「他者」とは、典型的には「聞き手」のことを念頭においているが、以下の考察では「聞き手」「第三者」を含めた名称として使用する。国会では省庁などの機関名や役職名が聞き手と第三者を表している場合も多く、「聞き手」と「第三者」の区別が判然としないことが多いからである。

「国会会議録」は、公のフォーマルな場における議論のやり取りを記録したものであるため、話し手・聞き手の発言に対する注釈や評価的なコメントの出現頻度が非常に高いという特徴が観察される。この点はドラマのシナリオの例と大きく異なる特徴だといえる。以下では①～⑤の用法について、それぞれの代表的な例を挙げながら解説する。

①話し手の発言に対する前置き

話し手が発言を行う際に、発言内容やその表現方法、話題、発言の相手、発言のタイミング等の適切性や、自己の発言に対する他者からの評価を推測し、前置き的にコメントする用法である。発言内容や表現方法の適切性に対し、他者から否定的に評価される可能性を察知し、他者への配慮や自己弁護的な姿勢を表すものである。

【発言の様態・表現方法の適切性】

(16) 日本は、言い方が悪いかもしれませんが、もう老いをさらして初めて高齢化社会に入るんだというふうに思っているわけです。（参議院/その他/国民生活・経済に関する調査特別委員会高齢化社会検討小委員会 第101回国会 1984）

(17) 外国人登録制度というのは、外国人をむしろ危険なものと言っては少し言い過ぎかもしれませんが、管理の対象にするということが基本的な考え方に流れてまいりました。

（参議院/常任委員会/法務委員会 第141回国会 1997）

類例としては「失礼な言い方」「乱暴な言い方」「言い過ぎ」「言葉が過ぎる」「言葉が悪い」「言葉が適切じゃない」「言葉足らず」「語弊がある」「大げさ」などが使用された例が挙げられる。

【発言内容の適切性】

発言内容に重複する点や不適切な点があると評価される可能性を前置き的に述べるものである。上記「発言の様態・表現方法の適切性」に連続する用法である。

(18) 繰り返しになるかもしれませんが、確かに御指摘のとおり、準備金というのは、一たん積んだ以上は一定の定められた目的以外に使ってはいけないというふうに商法は定めております。

（衆議院/常任委員会/法務委員会 第142回国会 1998）

(19) それから、これは余計なことかもしれませんが、私は、こういう国民全般に関係する重要な問題というのは、できることなら先生方の皆さんの一致で出てきた方がずっと迫力があるという印象をかねがね持っております。

（衆議院/常任委員会/社会労働委員会 国会会議録 第113回国会 1988）

類例としては「お答えが同じになる」「重複する」「理屈のような話」「これは禁句」などが使用された例が挙げられる。

【話題の適切性・関連性】

話題の適切性や関連性について否定的に評価される可能性を述べるものである。

(20) お答えします。多少またすれ違いになるかもしれませんが、保険料の水準につきましてはそ

のときの財政、経済状況もあると思いますし、一つは将来の給付の水準との関係、それから負担される方、受給される方の所得状況の変化に対応した世代間も含めました負担の公平、こういった観点から国民的な選択という中で決まっていくべきものではないかというふうに思います。

(参議院/常任委員会/厚生委員会 国会会議録 第 141 回国会 1997)

- (21) 極めて簡単な、しかもローカルな質問かもしれませんが、東北横断自動車道郡山経由いわき新潟間、これは今時に郡山新潟間につきましているいろいろと奮発をしていただきまして地方住民大変感謝をしつつも、しかし本心から言うならばいま一つ促進してほしいという願いを込めているわけでありますが、進捗の状況と今後の日程の繰り上げ促進ということについてお考えをただしたいと思います。

(衆議院/その他/予算委員会第八分科会 第 104 回国会 1986)

【発言相手の適切性】

発言の相手として聞き手が適切な人物ではない可能性を述べ、聞き手への配慮を表すものである。

- (22) 総理が出席しておられたのですから、外務大臣に聞くのは筋が違うかもしれませんが、きょうのこの席も総理を呼んでおったようでありましておおいでにならぬわけでありまして、外務大臣にとりあえず承るしか方法がないので聞いておるわけでありまして。

(衆議院/特別委員会/ロッキード問題に関する調査特別委員会 第 077 回国会 1976)

- (23) 釈迦に説法かもしれないけれども、日本はあと三年半たったら国際線はパンクします。

(参議院/特別委員会/国会等の移転に関する特別委員会 第 154 回国会 2002)

【発言のタイミングの適切性】

発言の時期や順序が不適切である可能性を述べるものである。

- (24) ちょっと私、先走りしたかもしれませんが、いたというのは、委員がお尋ねになりたかったことは、次席矯正処遇官がその場に來たかどうかということかと思いましたので、それは参りましたという趣旨でお答えしたわけ……

(衆議院/常任委員会/法務委員会 第 156 回国会 2003)

- (25) スポーツ財源についてのさっきの質問とちょっと前後するかもしれませんが、平成五年度の文部省予算の内訳を見ますと、一般会計の五兆四千二百六十四億七千二百万円に占めるいわゆるスポーツ関連予算は五百四十億九千四百万円です。

(参議院/常任委員会/文教委員会 国会会議録 第 126 回国会 1993)

【話し手の発言に対する他者の評価】

話し手の発言に対する他者からの否定的な評価・反応を予測的に述べ、FTA の緩和を図るものである。

- (26) (前略) 非常に安易に運営されていると言うと、いろいろ御苦労されている自治体も多いですから、そういう自治体には失礼かもしれないけれども、やっぱり制度的にはややぬるま湯につかっている部分があるんじゃないかと。もっと創意工夫を持って、自らがどういう地域を作っていくかというビジョンを持った自治体を増やしていくような、そういう制度を作っていくべきではないか。(参議院/常任委員会/総務委員会 国会会議録第 154 回国会 2002)

- (27) 大変しつこいように聞こえるかもしれませんが、今大変自信を持って、胸を張って言われたのですが、もし、これはちょっと厳しいかな、こう懸念されることがおありでしたらお聞かせいただきたいと思うんですが、そういったことはありますか。

(衆議院/常任委員会/農林水産委員会 第 151 回国会 2001)

(28) これは郵便ポストの話をすると、何をばかげたことを言っているかと見えるかもしれませんが、電気通信の話をすると、全く同じことをやっているんです。

(参議院/常任委員会/総務委員会 国会会議録 第154回国会 2002)

(29) ちょっと話題が飛んでしまっておしかりを受けるかもしれませんが、たとえば清酒がなかなか伸びないというのは、若い人の需要を開拓する努力をもっとしてほしい。

(衆議院/常任委員会/大蔵委員会 国会会議録第084回国会 1978)

類例としては「失礼に当たる」「ちょっとおかしい」「信じてもらえない」「しかられる」「怒られる」などが使用された例が挙げられる。

②話し手の認識に対する前置き

話し手の見解・判断に対する自己評価や、他者の意図や事態に対する理解の適切性を述べるものである。自分の判断・理解に不適切な点がある点に言及し、聞き手から否定的に評価される可能性を推測的に述べ、聞き手への配慮を表すものである。

【話し手の認識に対する自己評価】

(30) 私はこれについては、非常に個人的な見解かもしれませんが、裁判によって決着をつけるというふうなことをやりましても、患者はいずれその間に死ぬわけでありませう。

(衆議院/常任委員会/社会労働委員会 第113回国会 1988)

類例としては、「非常にずるい判断」「勝手な判断」「楽観的な見方」「素人見」「思い過ごし」などが使用された例が挙げられる。

【理解の適切性】

(31) どういう関係かという御質問の御趣旨を必ずしもよく理解しておらないかもしれませんが、従来のこの大陸だに関する海洋法会議の議論を踏まえて考えますと、当初は、その陸地の延長がどこまで延びるか、要するに大陸だなの外縁が二百海里を越えた場合でもそれを認めるのか認めないのかという議論がまずあったわけでございます。

(参議院/常任委員会/外務委員会 第080回国会 1977)

類例としては「間違っている」「早合点して勘違いしている」「理解が不十分」「理解不足」などが使用された例が挙げられる。

③他者の発言に対する前置き

他者の発言意図や発言の趣旨に対する話し手の理解のあり方を推測的に述べるものである。他者の認識は、その本人に帰属するもののため、断定するのは不適切だからである。

(32) でき得ればいまのアムールの問題も、それはどぎもを抜くということございまして、こちらが強引にいけというお話かもしれませんが、やはりこれは、ここも外務委員会でございませうが、外交というのはやはり相手もあることございませうから、相手がよく御理解をいただける上においては私はどこの国とでも積極的に取り組んで、そして日本の水産技術をより外国にも協力をさせていただいて、(参議院/常任委員会/外務委員会 第091回国会 1979)

類例としては「～とおっしゃる／言われる」「こういうご指摘」などが使用された例が挙げられる。

④他者の認識に対する前置き

聞き手の思考・知識・評価・感情・心理的状态など、本来的にその本人に帰属する情報に対する話し手の判断を推測的に述べるものである。人物や事態に対する聞き手の否定的評価を推測的に述べるものがほとんどである。

【他者の認識に対する話し手の判断】

(33) これは笑い話のように思われるかもしれませんが、非常に過去の歴史ずっとさかのぼってみますと、やはりそれが最良の人類の生き方ではないかという気がいたします。これからの日本は、高齢者が自由なる労働者として登場することによって非常にローコストな社会になって日本は大いに繁栄する可能性があると思います。

(参議院/その他/少子高齢社会に関する調査会 第163回国会 2005)

(34) 私がいろいろ申し上げていることを入管局長、非常に気に入らぬかもしれぬけれども、しかし、法務省が他の省庁とけんかしてこの外登法をもう少しいいものにするための材料を提供していると、こういうふうにしてまあ勘弁していただいて、この次もう少しいろいろやらしていただくことで、きょうは、どうもありがとうございました。

(参議院/常任委員会/法務委員会 第109回国会 1987)

(35) 公取に対しては質問が大変具体的になり過ぎてあるいは迷惑かもしれませんが、もうちょっと質問を続けさせてもらいたいと思うのです、これは原則的な問題ですから。

(衆議院/常任委員会/商工委員会 国会会議録 第077回国会 1976)

類例としては「困る」「無駄であるとお感じ」などが使用された例が挙げられる。

【認識の有無】

他者の知識の有無を推測するもので、「お気づき」「御存じ」「御存じなかった」などが使用された例がここに入る。

(36) 最近、もしかして新聞等でお気づきかもしれないんですけども、エイズ予防のポスターというのがございまして、そのエイズ予防のポスターを見て女性議員が大変憤慨しまして厚生省へ申し入れに行ったということがあるんです。

(参議院/特別委員会/国際平和協力等に関する特別委員会 国会会議録 第122回国会 1991)

【発言の困難さへの推測】

他者の発言しにくさを推測する用法である。③「他者の発言に対する前置き」に分類することも可能であり、③④にまたがる用法である。

(37) 外務省としては大変答えにくいかもしれないのですが、要するにこれからどうソ連が変革していくかわからない状況だと思うのですが、今新しく出ましたソユーズの指導者、これは名前でもし挙げられるのであれば例えばどういう方でしょうか。

(参議院/常任委員会/外務委員会 国会会議録 第120回国会 1991)

類例としては「言いにくい」「お答えはむずかしい」「ご発言いただけない」などが使用された例が挙げられる。

⑤譲歩用法

「譲歩用法」とは、異なる立場の発言や意見に対する理解を示したうえで、自説を主張するような場合の用法で、「確かに～かもしれないが」のような形の表現がその代表的なものである。(38)(39)は、異なる立場の容認、(40)は話し手の立場が聞き手と異なる可能性、(41)は様々な意見があることを述

べ、その後で自説の主張がなされている。

(38) この政策を続けてこられて、先ほどのような一つの見解も確かにあるかもしれませんが、では、我が国の農業が本当にこの政策のもとでしっかりと発展してきたかどうかということを見た場合に、必ずしもそういう発展の基盤がまだつくられてはいないのではないかという感じがするわけです。

(衆議院/常任委員会/農林水産委員会 国会会議録 第 151 回国会 2001)

(39) 事前にもうおやめになるということであれば、この事件があったからおやめになったということは、おっしゃるとおりないかもしれませんが、逆に言えば、犯行を行った者が、三月四日にやめるということを知っておって、それで犯行を行ったという可能性がますます強くなると思うのですね。

(衆議院/常任委員会/法務委員会 国会会議録 第 129 回国会 1994)

(40) 御質問は承っております。先生のお話の御趣旨と違うかもしれませんが、いやしくも裁判官あるいは検察官が暴力等によっておどかされる、このようなことがあっては断じてならないと考えております。

(衆議院/常任委員会/法務委員会 国会会議録 第 129 回国会 1994)

(41) この法案も、先ほど申したように、いろいろ御意見があるかもしれませんが、これがことしまた成立しないということになりますと、喜ぶのは業者だけであります。したがって、私はともかくこの法案を早く通して、マルチの絶滅を期することにしていただきたいと思うわけであります。

(衆議院/常任委員会/商工委員会 国会会議録 第 077 回国会 1976)

3. 2 「ヨウダ」の前置き用法

「カモシレナイ」の前置き用法を基準に「ヨウダ」の前置き用法を分類すると、以下のようになる。

- ①話し手の発言に対する前置き
- ②話し手の認識に対する前置き
- ③他者の発言に対する前置き
- ④他者の認識に対する前置き

「ヨウダ」の前置き用法における中核的用法は、①「話し手の発言に対する前置き」で、②に該当する例は、国会議事録ではあまり多くは見られない。また③④は、神尾（1990）の「情報のなわ張り」理論において、「話し手のなわ張り」の「外」かつ「聞き手のなわ張り」の「内」の情報（C の場合）を表す場合に該当し、日本語では無標の形で断定するのが不適切となるケースである。文末においては「ヨウダね」「ラシイね」などの「間接ね形」の使用が義務的になるが、従属節では「ね」が使用できないため「間接形」の「ヨウダ」「ラシイ」の使用が義務的になる。なお、②③④における前置きの「ヨウダ」は、外的状況、言語情報、話し手の内的感覚などを証拠に、それに基づく話し手の観察結果を述べるという点で、文末用法に準じた用法として扱うことが可能である。以下では、②③④については代表的な例を 1 例ずつ挙げるにとどめ、①の「話し手の発言に対する前置き」用法を中心に考察する。

①話し手の発言に対する前置き

【発言の様態・表現方法の適切性】

話し手の発言に伴う様態やその方法が聞き手に否定的な印象を与えそうなことを承知のうえで、それを予告的に述べ、FTA の軽減と自己保全を図ろうとするものである。

(42) くだいようですが、いろんな問題が残っておところはたくさんございます。(参議院/その他/国民生活・経済に関する調査特別委員会高齢化社会検討小委員会 第101回国会 1984)

(43) ちよつとしつこいようですが、大体六歳というのが別に合理的根拠があるわけじゃなくして、まあまあ六歳ということで六歳となっただけのことなんです。

(参議院/常任委員会/法務委員会 第109回国会 1987)

「くだい」の例が14例、「しつこい」が2例と、前者の使用頻度が非常に高い。「ちよつと細かいようですが」などが類例として挙げられる。

【発言内容の適切性】

発言内容が聞き手から否定的評価を受けそうな性質をもつことを予告的に述べ、FTAの軽減を図るものである。上の「発言の様態・表現方法の適切性」に連続する用法である。

(44) それから、言葉を返すようですが、厚生省の年金の金というのは、今御説明があったような形で大変なウエートを持って資金運用部へ金が入っているわけでございます。

(衆議院/常任委員会/社会労働委員会 国会会議録 第102回国会 1984)

(45) 大変悪口を言うようですが、営林署の署長も十人いますけれども、山の木を売ること、労働組合との団体交渉をすること、そのことにだけきゅうきゅうとしておって、山をよくしていく、どうしたらよくなるのだという気持ちがないし、またそういう仕事がないんですよ。

(参議院/常任委員会/農林水産委員会 第084回国会 1978)

類例としては「極端なことを言う」「大変冷たいことを申し上げる」「言葉じりをつかむ」「言いわけを言う」「水を差す」などが使用されたものが挙げられる。

【発言頻度の適切性】

発言の頻度が高いことを前置きの述べるもので、「発言の様態・表現方法の適切性」に連続する用法である。

(46) ということになると、くだいようですが、繰り返すようですが、日本の防衛力整備ということは、これは日本国を守るのは日本国民の責任においてやるんだ、それはあたりまえでしょう。(参議院/特別委員会/安全保障特別委員会 国会会議録 第094回国会 1981)

「何回も言う」「たびたび申し上げる」などが使用されたものが類例として挙げられる。

②話し手の認識に対する前置き

話し手の知覚に基づく印象を述べるような場合で、文末用法の「ヨウダ」と共通する用法である。「国会会議録」において、この用法はまれにしか現れないが、その理由は、話し手の認識を表す場合は「ヨウダ」で終わらずに、「～ヨウニ思う／考える／感じる」など、引用動詞を伴った形で使用されるからではないかと思われる。

(47) 今、長い答弁の最後に、たしか反省しますというふうに聞こえたようですが、間違いないですね。(衆議院/常任委員会/決算行政監視委員会 国会会議録 第144回国会 1998)

③他者の発言に対する前置き

他者の発言は本人に帰属するものであるため、日本語では断定的に述べると不適切になるため、「ヨウダ」によって話し手が観察した結果の情報であることを示すものである。

(48) どうも竹下総理の答弁に大分以ておられるようで、どうも私の質問に対して真正直に真正面

からお答えなかったようですが、しかし、問題はやはり国会決議が厳として存在するわけですね。
(参議院/常任委員会/大蔵委員会 第114回国会 1989)

類例としては「～とおっしゃった」「～とおっしゃられる」「御答弁があった」などが使用された例が挙げられる。

④他者の認識に対する前置き

他者の認識はその本人に帰属するものであるため、「ヨウダ」によって話し手の領域外の情報であることを示すことが義務的になる場合の用法である。

(49) その点について、総理は何やら、官よりも民の方が常にサービスがよくて、能率がよくて、よく仕事をしているというふうにお考えのようですけれども、総理はどういうお考えで官と民を考えていらっしゃいますか。

(衆議院/常任委員会/国土交通委員会 第159回国会 2004)

類例としては、「ご意向がある」「～と考慮しておられる」「～と思われている」「～というふうにお取り」「よく御存じ」「承知をしている」などが使用された例が挙げられる。

4. 考察

この節では、前節で観察した「カモシレナイ」「ヨウダ」の前置き用法の細部の分類を一般的な観点から捉え直し、それぞれの本質的機能の特性、およびその相違について考察する。さらに「カモシレナイ」独自の用法として立てた、⑤「譲歩用法」についても考察を加える。

4. 1 前置き用法における「カモシレナイ」「ヨウダ」の機能の本質的相違

結論を先取りして述べれば、前置きで使用される「カモシレナイ」は、1)話し手自身の発言や認識の適切性、2)他者の発言や認識に対する話し手の理解の適切性、3)他者における話し手や事態に対する評価などについて、他者から否定的に評価される可能性を予測し、それに対する話し手の推測的判断を述べるという共通の特徴をもつ。つまり、話し手自身の発言や認識、あるいは事態・状況の中に他者から否定的に評価されるような要素の存在に言及することにより、話し手の立場を他者よりも一段階低く位置づけ、相対的に他者の立場を高めることで他者に対する配慮を示し、また品位ある人間としての自己保全を図るといった意図のもとに使用されるものである。

一方「ヨウダ」は、言語情報、外的状況、話し手の内的知覚などを証拠に、話し手が観察した結果を述べる「証拠性判断」の標示を担うモダリティ形式である。そして、こうした「ヨウダ」の機能的特性は、文末用法・前置き用法に一貫して認められるものである。

本稿では「カモシレナイ」との対応を考慮し、「ヨウダ」の前置き用法を便宜的に4種に分けたが、いずれの場合も、「ヨウダ」は、「そのような様子である」「そのような印象を受ける」といった意味を添えるもので、真偽が未確認の事態に対し、外見の観察や内的知覚を証拠に、その観察結果を述べるものである。日本語では、他者の内的思考や個人的情報など、他者のなわばりに属する情報は述語の無標形では表せず、「ヨウダ」「ラシイ」などの「間接形」の使用が義務的となる(神尾1990)。前置き用法において、他者の発言や認識を述べる表現に付加される「ヨウダ」は、この原則にしたがった結果のものといえる。

「ヨウダ」の前置き用法の中で特に注目すべき用法は、①「話し手の発言に対する前置き」である。

この用法において、「ヨウダ」と「カモシレナイ」の間には興味深い対照性が認められるが、以下ではこの点について観察を行っておきたい。3節で挙げた例(27)(43)を要約したものを(1)(2)として以下に再掲する。

(1) 大変しつこいように聞こえるかもしれませんが、懸念されることがおありでしたらお聞かせいただきたいと思うんですが、そういったことはありますか。

(2) ちょっとしつこいようですねけれども、別に合理的根拠があるわけじゃないんです。

(1)(2)における「カモシレナイ」と「ヨウダ」の違いは、前者は「話し手の発言に対する他者の評価」を推測的に述べるものであるのに対し、後者は「話し手の発言が他者に与える印象」を予告的に述べるものであるという点である。(1)では「ように聞こえる」という引用動詞の使用によって、他者の認識に対する話し手の推測であることが明示されているが、これを削除した以下の(1)'においても同様の説明を適用することが可能である。

(1)' しつこいかもしれませんが、懸念されることがおありでしたらお聞かせいただきたいと思うんですが、そういったことはありますか。

つまり、「しつこい」のような評価的述語に「カモシレナイ」が後続する場合の意味は、「あなた(方)にとって、しつこく感じられるかもしれないが」という、他者における評価的判断を推測するものであり、「カモシレナイ」の可能性判断の意味がここでも生きていることが分かる。一方「ヨウダ」は、自らの発言が「しつこい」性質を帯びたものであることを予告的に述べ、他者から否定的評価を受けそうな発言をあえて行う場合の自己保全の姿勢を表すものである。結果として他者がそうした印象をもつことに対する話し手の配慮が表されるとしても、それは二次的なもので、「ヨウダ」の使用に当たっては「自分はしつこい言い方をしている」という自己発言に対する話し手の評価が、先行して実践されていると考えるのが適切ではないかと考える。

4. 2 「譲歩用法」の再検討

最後に、「カモシレナイ」の⑤「譲歩用法」について考察しておきたい。この用法は、②「話し手の認識に対する前置き」の「カモシレナイ」と連続しており、その区別が難しくなるケースも認められる。以下では2つの違いを区別する本稿の基準を述べておきたい。まず、「話し手の認識に対する前置き」とは、話し手自身の認識に対する否定的な自己評価や、他者の意思に対する話し手の理解が他者から否定的に評価される可能性を推測的に述べ、他者への配慮を表す用法である。一方「譲歩用法」は、そうした否定的要素に対する意識が希薄な場合で、自分とは異なる見解や立場を容認したうえで、話し手の立場の正当性を強化する意図のもとに使用されるもので、自身の立場を低めているわけではないという点が重要である⁴。

「理解の適切性」の例として挙げた、3節の(31)と、「譲歩用法」の例として挙げた3節の(40)を、それぞれ(3)(4)として以下に再掲し、2つの違いを説明しておこう。

(3) どういう関係かという御質問の御趣旨を必ずしもよく理解しておらないかもしれませんが、

⁴ 「譲歩」には、自分とは異なる他者の立場に対し「そのようにもいえる」といった意味での話者の「歩み寄り」の姿勢を表す場合と、他者の立場の正当性を認め「そうした考えも認めざるを得ない」といった意味での「一歩退いた」姿勢を表す場合がある。話者は一旦そうした態度を示したうえで「攻め」の姿勢に立場を転じ、自説の正当性の主張を行うわけである。この場合、話者において自らの位置を相手より低める「へりくだり」の意識は希薄で、この点が「譲歩用法」が他の「カモシレナイ」の前置き用法と大きく異なる点である。これが本稿において「譲歩用法」を独立した1用法として立てている理由でもある。

従来のこの大陸だに関する海洋法会議の議論を踏まえて考えますと、当初は、その陸地の延長がどこまで伸びるか、要するに大陸だの外縁が二百海里を越えた場合でもそれを認めるのか認めないのかという議論がまずあったわけでございます。(= 3 節(31))

- (4) 御質問は承っております。先生のお話の御趣旨と違うかもしれませんが、いやしくも裁判官あるいは検察官が暴力等によっておどかされる、このようなことがあっては断じてならないと考えております。(= 3 節(40))

(3)は、自分の理解が不十分であることを述べ、他者から否定的評価を受ける可能性を推測している。一方、(4)の「御趣旨と違う」は、自分の理解に誤りがあるという認識のもとに発されているのではなく、単純に自分が他者とは異なる立場であるということを婉曲に述べているものである。この(4)のような例を本稿では「譲歩用法」の例として捉えているわけだが、実際(4)の主節において、話者は「このようなことがあっては断じてならない」という強い主張を行っており、異なる見解や立場に配慮したうえで自説の主張を行うという、「譲歩」のレトリックが活用されたケースとして捉えることが可能な例である⁵。

ここで、山岡(2016)の「前置き配慮」の例として2節で挙げた例に立ち戻り、ここで定義した「譲歩用法」の観点から検討を加えておきたい(2節の例(11)を(5)として再掲)。

- (5) 君は試合に勝ったかもしれませんが、実力はまだまだだと思ったほうがいい。

(5)は、話し手・聞き手のどちらにとっても100%事実であることが確認済みの事態に「カモシレナイ」が使用されている例で、山岡はこの用法を、「他者空間」と「自己空間」の対比によって説明している。本稿では、この点をさらに一般化した観点から捉え直し、(5)のような例については、「共有空間」と「自己空間」の対比として捉えるのが適切ではないかと考える。「共有空間」とは、一般的知識や共通の経験に基づく知識など、話し手と他者が情報を共有する空間のことだが、「譲歩用法」では、「共有空間」と「自己空間」を対比させ、一般論とは異なる話し手独自の主張を行うような例が観察されるからである。例えば、次の(6)はこうした場合に該当する例である。

- (6) [羽生弓弦のソチオリンピック金メダル獲得決定後のインタビュー]

ぼく自身がその津波のことだとか、あの、地震のことだとか、そういうことを言っているのかどうかまだわかんないですし、あの、実際こうやってオリンピックのゴールドメダリストになれたかもしれないですけども、それでもやっぱり、ぼく一人が頑張ったって、あの、すごい復興に直接手助けになるわけではないので、あの、すごい、すごい無力感というか、そういうものを感じますし、何もできてないんだなっていう感じもちょっとします。

(2014年2月15日放映 https://www.youtube.com/watch?v=sB__98uB2nY)

(6)において「(羽生弓弦が)オリンピックのゴールドメダリストになれた」ことは、話者の羽生はもちろん、ニュース報道などでそれを知った世界中の人々に共有が見込まれる情報である。すなわち、「共有空間」と「自己空間」との対比を表す場合で、「共有空間」の一員である話者が他のメンバーと自分が共有する事実について「それは確かに否定できない事実ではあるが、自分が本当に言いたいのは次のことだ」と、一般論とは異なる話者の本音を語る場合の用法として捉えることが可能である。

⁵ ただし、「譲歩」に対する本稿の捉え方は、一般的な説明よりも該当する範囲が狭い。一般的には、自己の非を認めるようなケースも「譲歩」の用法に入れられており、そうした説に立てば、本稿の「カモシレナイ」の前置き用法の多くは「譲歩用法」に組み込まれることになる。なお、「譲歩」を本稿よりも広い観点から捉えたものとして、野矢(1997)、石黒(2004)がある。

「カモシレナイ」の前置き用法は、山岡（2016）が指摘するように他者領域の事象への配慮を表すことがその中核的な機能といえるが、話し手自身に関する情報を一般論として対象化し、それとの対比で本音を述べるといった拡張的な機能を発達させており、(6)は「譲歩用法」におけるこうした「カモシレナイ」の働きが発揮された非常に興味深い例である。

5. おわりに

今後の課題を掲げ、本稿を締めくくりにしたい。

様々な課題があるが、その1つは、「前置き用法」を言語行動としての「注釈表現」や「メタ言語表現」と関連づけ、さらに広い観点から分析することである。その2つ目は、本稿で提起した「譲歩用法」を、論理学、レトリック研究の成果などを参考に再定義し、その指標となる日本語表現の調査と分析である。その3つ目は、「前置き用法」の観察範囲を拡大し、逆接・対比的な従属節ばかりでなく、条件節や理由節、および共起するモダリティ形式なども視野に入れ、その全体像を探る研究への展開である。これらの課題はいずれも、生きた文章・談話データの分析といった骨の折れる作業を必要とするが、一つひとつ着実に取り組みながら、生きたデータに基づく日本語の文章・談話の探究をさらに深めていきたいと思う。

参考文献

- 麻生夕美（2002）「推量表現『かもしれない』が婉曲表現として使用される際の機能分類について—日本語教育の立場から—」『北條淳子先生古稀記念論集』1-22 早稲田大学日本語教育センター初級日本語教科書研究会
- 石黒 圭（2004）「第11講 譲歩による説得」『よくわかる文章表現の技術Ⅱ』239-259 明治書院
- 神尾昭雄(1990)『情報のなわ張り理論—言語の機能的分析—』大修館書店
- 國澤里美（2008）「認知的モダリティ形式『ミタイ（ダ）』について—視点の観点から—」『ことばの科学』21:171-182 名古屋大学言語文化研究会
- 國澤里美（2013）「語用論の観点から見た認識のモダリティ形式『カモシレナイ』について」『言葉の文化』14:1-17 名古屋大学大学院国際言語文化研究科日本語日本文化専攻
- 黄 鈺涵（2004）「日本語教育における『ようだ』の婉曲表現としての機能分類について」『早稲田大学日本語教育研究』5:155-167
- 黄 鈺涵（2006）『『かもしれない』の婉曲表現としての機能分類について』『日本語教育研究』51:59-67 言語文化研究所
- 才田いずみ・小松紀子・小出慶一（1984）「表現としての注釈—その機能と位置づけ—」『日本語教育』52:19-31 日本語教育学会
- 杉戸清樹（1983）「待遇表現としての言語行動：注釈という視点」『日本語学』2-7:32-42 明治書院
- 杉戸清樹（1989）「言語行動についてのきまりことば」『日本語学』8-2:4-14 明治書院
- 陳 臻渝（2007）「日本語会話における前置き表現」『言語文化研究 言語情報編』2:99-115 大阪府立大学人間社会学部言語文化学科
- 仁田義雄（1992）「判断から発話・伝達へ—伝聞・婉曲の表現を中心に—」『日本語教育』77:1-13 日本語教育学会
- 日本語記述文法研究会編（2003）『現代日本語文法4 第8部モダリティ』くろしお出版

- 野矢茂樹 (1997) 『論理トレーニング』 産業図書
- 蓮沼昭子 (2006) 「譲歩の談話と認識的モダリティ—『のではないか』はなぜ譲歩文と共起しないのか—」
上田功・野田尚史編『言外と言内の交流分野 小泉保博士傘寿記念論文集』455-469 大学書林
- 蓮沼昭子 (2015a) 「終助詞『さ』の本質的機能—認識的モダリティとの共起関係に着目して—」『日本語日本文学』25:1-27 創価大学日本語日本文学会
- 蓮沼昭子 (2015b) 「『であろう』は婉曲表現か—客観的真理追究型テキストにおける使用を中心に—」『日本語教育連絡会議論文集』27:18-29 日本語教育連絡会議
(<http://renrakukaigi.kenkenpa.net/ronbun/2014008.pdf>)
- 蓮沼昭子 (2016) 「認識的モダリティの婉曲用法—『ダロウ』はなぜ婉曲用法をもちにくいのか—」1『日本語日本文学』26:1-26 創価大学日本語日本文学会 (<http://hdl.handle.net/10911/4555>)
- 蓮沼昭子 (編集) 『『カモシレナイ』と『ヨウダ・ミタイダ』の婉曲用法—認識的モダリティの類型的相違がもたらす振る舞いの対照性—』『日本語日本文学』27:1-26 創価大学日本語日本文学会
- 平田真美 (2001) 『『カモシレナイ』の意味—モダリティと語用論の接点を探る—』『日本語教育』108:60-68 日本語教育学会
- 山岡政紀 (2016) 『『カモシレナイ』における可能性判断と対人配慮』小野正樹・李奇楠編『言語の主観性：認知とポライトネスの接点』133-150 くろしお出版
- 山岡政紀・牧原功・小野正樹 (2010) 『コミュニケーションと配慮表現—日本語語用論入門—』明治書院
- ワンプラディット・アパサラ・キク (2008) 「可能性をなくした『かもしれない』」『京都大学言語学研究』27:189-202 京都大学大学院文学研究科言語学研究室

調査資料出典

- 国立国語研究所『現代日本語書きことば均衡コーパス』(通常版)(BCCWJ-NT)
(<https://chunagon.ninjal.ac.jp/bccwj-nt/search>)